

令和6年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホーム・軽費老人ホームの見直し事項について

令和6年度介護報酬改定を踏まえて、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、以下の事項の見直しを行うので、御了知願いたい。なお、詳細については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）第9条等を御確認いただきたい。

- 協力医療機関との連携強化・以下の要件を満たす協力医療機関を定める。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保。（養護老人ホームのみ）
 - (※) 養護老人ホームの場合、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討。
 - (※) 軽費老人ホームの場合、努力義務規定。
- 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
 - ・ 感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努める。
- 管理者（施設長）の兼務範囲の明確化
 - ・ 管理者（施設長）が兼務できる事業所の範囲について、管理者（施設長）がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化
- 「書面掲示」規制の見直し（軽費老人ホームのみ）
 - ・ 運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載、公表。（令和7年度から義務付け）